

妙高市情報公開・個人情報保護審査会会議録

1. 会議の名称

妙高市情報公開・個人情報保護審査会

2. 開催日時

令和8年2月24日（火）10時00分～10時40分

3. 開催場所

妙高市役所 本庁3階 303会議室

4. 出席した者の氏名

- (1) 委員 原野委員（会長）、吉田（昌）委員（副会長）、吉田（大）委員、砂山委員、小林委員
- (2) 執行機関 総務課：大野課長、大野補佐、山川係長、竹内主査

5. 議題

- (1) 情報公開及び個人情報開示請求件数について（報告）
- (2) 個人情報の漏えい事案について（報告）
- (3) 個人情報漏えい時の公開基準の策定について（協議）

6. 発言の内容

議題（1）情報公開及び個人情報開示請求件数について（市説明）

会長）ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

令和6年の情報公開の件数が19件ということなのですが、例年は何件でしょうか。

市）大体、情報公開が20件前後になりまして、個人情報保護の方は、1、2件というような件数になっております。

会長）8件目の市民の方からの情報公開について差し支えない範囲で、内容について教えてください。

市）交通安全協会の会長から請求がありまして、新しく栗原に団地ができて、その住居表示を交通安全活動のために、知りたいということで、請求があったものになります。

会長）ご意見ご質問ありませんでしょうか。なければ、次に進ませていただきます。

2点目の個人情報の漏えい事案について、事務局からご報告をお願いします。

議題（2）個人情報の漏えい事案について（市説明）

会長）委員の皆様からご意見、ご質問ありましたらお願いします。

委員）メールのBCCに入れなければいけないのを宛先に入れてしまったというような、ヒューマンエラーだと思いますが、いくら注意喚起しても、その人の状況によっては出てくる可能性もあります。ダブルチェックとか、そういった再発を防ぐ策はあるのでしょうか。

市）メールの誤送信につきましては、宛先、CC、BCCとはっていうところが、まずわかっていないということでしたので、新しく入ってきた職員に、セキュリティ対策ということで、こ

の辺については毎年春先に、メールはこういうことに気をつけて送信をしましょうということで、研修といますか、そういった場で、説明するような形としております。

委員) 3点目の情報漏えい事案についてちょっと概要がさらりとしていて、具体的に、概要のところで記載されている必要以上ということはどういうことなのかということと、件数と、それから、どのような情報が漏えいしたのか。それから、特に要配慮個人情報であったりとか、特定個人情報は多分ないかなと思いますが、そのような情報が含まれているかどうかそういったところも少し詳しく教えていただけますでしょうか。

市) こちらの方の情報ですけども、ご本人さんが、本庁の福祉介護課の方に、生活相談に来ました。その内容を行政内部で、福祉介護課と支所職員が、相談内容の情報共有をしていました。その中で、支所の職員が、行政委員さんに確認する必要のない情報について、確認したため、そのことがご本人にも伝わり、ご本人から「自分の相談内容が漏れているのではないか」ということで、本庁の方に連絡がありました。これは、支所の職員が、行政委員とのやりとりの中で、相談内容の一部を話してしまったという漏えい事案になります。対応として、福祉介護課と支所の職員が、本人に謝罪に行きまして、ご理解をいただいたといった事案になります。場合によっては非常に重要な情報が漏えいする可能性もありますので、個人情報を厳格に取り扱うように、といった注意喚起と、本庁と支所の間でどういった情報のやりとりが必要なのかという基準を作って行うように、といった指導と徹底をさせていただいていたところがございます。

委員) そうすると、漏えいした人の人数っていうのは、生活相談をされた方1人の相談内容の一部が漏れてしまって、その中に要配慮個人情報は含まれてなかったということでしょうか。

市) 要配慮個人情報は含まれていませんでした。

会長) 印象になりますが、妙高市はすごく市民の方と距離が近いというか、丁寧にサポートしてくださるイメージがありまして、そうすると個人情報だからといって、ドライに断りにくいような部分があったりするのかなあというふうには、思っています。丁寧に対応していただくのはすごくいいですけども、今一度、個人情報は漏らしてはいけないよというのを、職員の方に周知徹底をお願いできればと思います。

2つ目のメール誤送信の件なのですが、再発防止策としてメール送信画面に確認の注意喚起が表示されるということですが、どういう表示かお分かりでしょうか。

市) 宛先にどのアドレスが入っているか、BCCにどのアドレスが入っているかというのが一覧で表示されまして、宛先は、他の人にアドレスが見られますよとか、BCCは他の人にアドレスが見られないものですよというものが、色つきの太文字でわかりやすく説明が表示されます。そこで、誰に、何で送るのかということを確認して、確認ボタン押すと、送られるというような注意喚起となります。

メール送信時にクリックすると、「宛先になっている方はこの方です」、「CCになっている方はこの方です」、「BCCになっている方はこの方です」というものが以前から表示は出ており、安全なところだけが青色に、宛先とCCについては赤色で今までも表示されるようになっていました。そこに文言で「ここは公開されます注意してください」という表現を加えるようにしたのが、今回修正した形になります。そのため、今一度、送信のときにはチェックがかかるのではないかと考えているところです。見た目的に危機感を感じるような表示が画面上に大きく表示され、意識して押さないといけないので、対策は効果がある

かなとは思っているところです。

会長) 業務に負担がかかってきて、ぼーっとしてしまうと、確認もせずに押してしまうこともあると思いますので、業務負担の軽減も図りつつ、対策をお願いします。

他にございませんでしょうか。続きまして3点目の個人情報漏えい時の公開基準の策定について、事務局からご説明をお願いします。

議題 (3) 個人情報漏えい時の公開基準の策定について(市説明)

会長) 3公表の方法の(2)について、(1)以外の事案については、年1回公表するということが、漏れたものは、対象は1人でも2人でもすべて公表するという趣旨でしょうか。

市) はい。そのとおりです。

会長) 年1回ではあるが、3の(1)に記載されているものは、1年を待たずその都度ですか。

市) そうですね事案のたびに公表するというものです。これらの基準につきましては、基本的に国基準と一緒にするものになっております。全国に1700ほど自治体がありますが、こちらで調査したところ、10市町村程度でこの基準に則るとか基準を定めている市町村、県、団体がございまして、この国基準よりも厳しいような基準を定めているところは、4市町村ほどとなっております。そちらにつきましては、保有個人情報の数を10人としていたり、公表時期を年半期ごとに、年2回としておりますが、1700自治体ほとんどにつきましては年1回100人というところを取り扱っているということになるかと思えます。妙高市といたしましては、原案としては国基準というような形で考えているところです。

委員) 公表のされ方、どういう内容で公表するかっていうのは、今回の例えば資料2のような形で公表されるのでしょうか。重大な事案と一括して出す場合に、なにか区別や、公表の仕方が何かあるのかなというところをちょっとお聞きしたい。

市) 基本的にはホームページで公開する際は、内容の大小にかかわらず、資料2で示したような発生日や概要、対応策ということで、同じような内容を公開していこうと考えております。

基本は、資料1のように一覧形式になればいいんでしょうけど、そんなに大量にあってはいけない案件であると思っていますので、年数件程度ですのでこのような形でいけるのかなと思っています。

委員) もう1点、国の基準は100人ですが、妙高市はそんなに人口がないので、100人というのは本当に重大ですよ。10人でも結構な重大な事案ではないかと。もちろん、そうなったら何人がいいのかという話になってしまうんですけども、その点で国の基準に合わせてってということなんですが、人口が多くないから、例えば今回の資料2の3のようなものが出てくると、行政に対する信頼がなくなり、相談したくても、知らないところで情報が漏れてしまったということになりかねない。もちろんそういうことが出てくるのは、良くないわけなんですけども。かといって隠すわけにいかないんで、そうなったときに人数100が妥当なのかどうか少し気になる。もう少し減らしても、重大だというような印象を持ちますが、その点どのような経緯で、100人になったのかということをお聞かせいただけたらなと思います。

市) そのようなお考えも承知しておりますが、随時でも公表すると、個人情報保護委員会に情報提供ということで結局公表というような形になります。国としては、100人を1つのラ

インとして置いているというところと、他市町村で、10 から 100 の間に設定しているところが見当たらなかったのも、その場合にも、50 人というのもあり得ると思うんですが、その数の妥当性や、根拠が難しいかなというところで、一旦は 100 人ということで考えているところです。

委員) 他の市町村で審議会委員もされている委員の見解もお聞きしたいのですが、いかがでしょうか。

委員) 私もすべての他自治体の公表基準を把握しているわけではないですけども、概ね、事務局から説明があった内容が私の理解と一致しているところで、そもそも公表基準をちゃんと定めてない自治体はかなりあるという状況です。定めている中でも、漏えいした保有個人情報本人の数は、国基準に合わせているケースが多いというのが、私も事務局の説明と同じ認識です。

会長) 100 人以下でも、年 1 回は公表しますし、漏らされてしまった方には、その都度通知というか、ご報告をする。

市) そうですね。そこで通知ができない事案の場合には、結局公表というような形で代替手段をとるということになっております。

会長) そうであれば、100 人なのかどうなのかというのは、そんなにこだわらなくてもいいのかなという気がするんですが、その代わりこの公表基準の案のところ、1 人でも漏れたら年に 1 回報告するし、本人にも必ず通知しますと分かるように書いていただくと、市民の皆さんも安心されるのかなと思います。100 人超えないと、漏らされたこともわからないのかしらって思うと、ご不安かなと思います。その前提で 100 人どうしましょう。

委員) これでいいと思います。

委員) 先ほど会長がおっしゃったとおり市役所と住人の関係が比較的近いので、やり取りしている間に個人情報の漏えい事案にまで至らないのだと思います。ですから 100 人でいいんじゃないでしょうか。数で云々というのは、東京都と妙高市では人口規模が全然違うじゃないですか。そこで 100 人の議論をしてみたところであまり事案がないような感じがします。

会長) 他にご意見、ご感想などありませんでしょうか。

委員) 意見 2 点あります。

3 公表の方法 (1) の重大な事案について、公表する時期を定めていただいてはどうか。事案を把握した 1 ヶ月以内とか、具体的な時期は、事務局一任でよろしいかと思いますが、具体的な公表の予定時期を定めた方が、所属でも対応しやすいのではと思います。

2 点目の意見としまして、4 公表の内容の事案の概要というところに、例えば括弧書きのような形で、漏えいの件数、それから、漏えいした情報といったことは、最低限公表する必要があるかなと考えます。

会長) 2 点目に教えていただいた件数というのは、この件について、何名分の情報がという。

委員) はい。漏えい件数です。

会長) それと情報というのは例えば、口座情報とか、こういったものが漏れたかっていうところでしょうか。

委員) はい。その通りです。

会長) 2 点を加えていただきたいというご意見ありましたので、よろしく願います。他にないようでしたら、これについては、終わりにいたしますがよろしいでしょうか。

会長) 他にご意見、ご質問はありませんでしょうか。

では、以上で、情報公開個人情報審査会を閉会いたします。皆様ありがとうございました。